



平成 19 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名： 株式会社レグス  
代 表 者 名： 代表取締役社長 内川 淳一郎  
( J A S D A Q ・ コード番号 4286 )  
問 合 せ 先： 取締役マネジメント部長 古瀬 康弘  
電 話： 03-3408-3090

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を付与することを、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な発行および割当ての内容は、平成 19 年 3 月 28 日開催予定の第 19 期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって詳細事項を決定する予定であります。

### 記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社、当社子会社の従業員および社外協力者に対し、下記要領に記載のとおり新株予約権を無償で発行するものがあります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当ての対象者  
当社、当社子会社の従業員および社外協力者に対し割り当てるものとする。
  - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式400株を上限とする。
  - (3) 新株予約権の総数  
400個（各新株予約権の目的となる株式の数1株）を総数の上限とする。
  - (4) 新株予約権の払込金額  
無償とする。
  - (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社の普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。  
ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はその日に先立つ直近日の終値）を下回る場合、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利期間

平成24年3月28日から平成29年3月27日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても当社、当社子会社の従業員および社外協力者の地位にあることを要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社、当社子会社の従業員および社外協力者たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転計画の議案につき株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上